

生徒心得

1 校内外生活

(1) 授業

- ア 授業開始前に当該教室に入室し、次の授業準備を心がけること。
- イ 授業中は、他人の迷惑にならないように行動し、積極的に授業に取り組むこと。
- ウ 授業中、退室する場合は、教科担任に申し出て許可を受けること。
- エ 授業に遅れて入室する、もしくは途中退室後の再入室をする場合は、職員室で入室許可書を記入してから所定の手続き後、入室すること。

(2) 登下校等

- ア 登校は原則としてSHR開始5分前までとする。部活動・各種集会等に参加する場合は、原則として17時まで活動を終え下校する。17時以降はHR担任、顧問、係の先生の指示・許可を得た上で活動を認めるが、20時までには完全下校すること。
- イ 登校後は校地外に出ないこと。特に事情がある場合は、HR担任の許可を受け許可証を持参して外出すること。
- ウ 登下校時及び外出の際には、身分証明書を携帯すること。
- エ 登下校時・外出時は制服または指定ジャージを着用すること。本校の制服は別項に規定する。
- オ 登下校の際には、本校の生徒であることを自覚し、交通法規、道徳を守るよう心掛けること。
- カ 登校時に必要な所持品には氏名を明記すること。

(3) 欠席・欠課・遅刻・早退・外出等

- ア 欠席・欠課・遅刻・早退・外出等を行う場合は、原則、保護者からHR担任に連絡すること。
- イ 早退・外出する場合は所定の用紙に必要事項を記載し、HR担任に届け出ること。
- ウ 欠課の場合は、教科担任に事前に連絡すること。

(4) 校具・校舎の使用等

- ア 校具を使用する場合は、必ず関係教員の許可を得て、破損しないように十分留意すること。誤って破損したときは、速やかに関係教員に報告すること。
- イ 校舎・施設・設備の使用に関して、別に定める校舎使用心得を参照すること。
- ウ 火気の取扱い及び防災に関する心構えは、本校の防災規定に定めた事項を遵守すること。
- エ 校舎内の防災器具（消火器、火災報知器等）は、必要時以外、触れないこと。
- オ 必要のない場所や教室には、無断で立ち入らないこと。
- カ HR教室を使用しない場合は、窓を閉め、消灯に努めること。
- キ 休業日に学校施設を使用する場合は、事前に関係教員に確認をし、教員管理下の上で活動すること。

(5) 校舎内での服装等

- ア 室内では、帽子・マフラー・手袋類を使用しないこと。
- イ 防寒のための重ね着をする場合は、教科担任に申し出て許可を受けること。

(6) 単元テスト等

- ア テスト中は、不正行為はもちろん、その他疑わしい行為をしないこと。
※ 不正行為とは「答案不提出」、「答案すりかえ」、「設問事項の話し合い」、「他の答案のぞき見」、「解答の参考になるものを見たり持っていたりした場合」等を指す。

(7) 掲示・放送

- ア 校内において、ポスター等を掲示する場合は、関係教員の了解を得て、生徒指導部の許可及び認印を受けること。
- イ 放送は、原則として、個人の使用を認めない。

(8) 遺失物・拾得物・盗難物等

- ア 遺失物・取得物・盗難物のあった時は、速やかにHR担任又は生徒指導部の担当教員まで届け出ること。

- (9) 外出・外泊等
 - ア 外出する時は保護者に外出先、目的、帰宅時間を告げ了解を得ること。
 - イ 夜間の外出は極力控え、必要により外出する時は21時までとし、可能な限り単独行動は控えること。21時を超えての外出は好ましくないが、保護者同伴の場合はこの限りではない。
 - ウ 保護者に許可を得ない外泊は禁止する。
- (10) 飲食店等の出入
 - ア 主として酒類を販売する飲食店への出入りは禁止する（保護者同伴の場合を除く）。
- (11) 遊技場等への出入
 - ア 遊戯場・競輪場・競馬場等の出入りを禁止する。
- (12) アルバイト
 - ア アルバイトをする時は別に定める心得を参照の上、職場や勤務内容について、保護者の了解を得た上で、HR担任を通して所定の用紙に明記し、必ず事前に学校に届け出ること。
- (13) その他
 - ア 学校代表として外部に赴く時は、服装・言語・態度等に十分注意し、引率者・指導者の指示に従うこと。
 - イ お互いを尊重しあえる交友関係を築くようにすること。
 - ウ 金銭の貸借をしないこと。
 - エ 不法行為（飲酒・喫煙・暴力等）をしないこと。

2 服装規定

(1) 服装

- ア 登下校時における服装は、原則、本校指定の制服を着用する。但し、指示があった場合のジャージ着用を除く。止むを得ず異装する時は、HR担任に申し出ること。
- イ 制服は次のとおりとする。

<男子>

- ① 冬服上衣は、学生服を着用し、規定の校章（襟右側）を付ける。
- ② 夏服上衣は、白のワイシャツとし、裾がズボンから出ないようにする。
- ③ ズボンは夏冬兼用とする。
- ④ 靴下は華美でないものとする。

<女子>

- ① 冬服上衣はセーラー紺サージ（濃紺）とし、胸ポケット上部に校章を付ける。
- ② 夏服上衣はセーラー、白ポプリン・ブロード・サージ等とする。衿丈はバストラインまでとし、白の胸あてをつける。
- ③ 下衣は夏冬兼用とし、スカートまたはズボンから選ぶことができる。
- ④ ネクタイは本校指定のものとする。
- ⑤ 靴下は華美・ルーズではないものとする。
- ⑥ ストッキング着用の際は、黒色又はベージュ色のものとする。
- ⑦ スカートの場合、儀式の際は黒タイツを着用する。

- ウ 夏服着用期間における略装として、ポロシャツの着用を認める。なお、着用するポロシャツは白色又は紺色で、無地又はワンポイントのものとする。

(2) 学校外での服装

- ア 学校外においても、華美でなく本校生徒としての品位を失わない服装を心掛ける。

(3) 学校行事等の服装

- ア 特定の学校行事等における服装は、その都度連絡する。

(4) 更衣日

- ア 更衣は、原則として夏服着用6月中、冬服9月中とし、詳細についてはその都度連絡する。

- (5) 体育着
 - ア 体育授業時の服装は、学校指定のものとする。
- (6) 履物
 - ア 下駄、サンダル、ヒールのある靴を履くことを禁止する。
 - イ 校内における上靴は、学校指定のものとする。
- (7) 頭髪
 - ア 頭髪の加工（染色、脱色、パーマ、エクステンション、ウィッグ、カール、リーゼント、そりこみ、過度のツブブロック、アシンメトリーな髪型・整髪料を使用した派手な髪型など）を禁止する。
 - イ 髪型は衛生的で見苦しくないものとする。
 - ウ 頭髪規定に違反した生徒は特別指導の対象になることがある。
- (8) 装飾・装身
 - ア 原則、装飾品やカラーコンタクトレンズ（ディファインを含む）の着用を禁止する。
 - イ 顔の化粧及びマニキュア等の装身は禁止する。
 - ウ 爪を長く伸ばすことを禁止する。

3 教科以外の活動

- (1) 生徒会
 - ア 生徒会の会員である生徒の一員として諸規定をよく理解し、積極的に生徒会活動に参加し生徒会の発展に貢献すること。
- (2) 部活動・同好会・外局
 - ア 部活動・同好会・外局に積極的に参加すること。
- (3) HR活動
 - ア 生徒会活動の基盤となるHR活動を充実させるための積極的な姿勢で取り組むこと。

付 則

- 1 平成20年1月17日一部改正
- 2 平成21年2月16日一部改正
- 3 平成25年3月27日一部改正
- 4 平成26年3月31日一部改正
- 5 平成27年3月31日一部改正
- 6 令和2年3月31日一部改正
- 7 令和5年3月31日一部改訂
- 8 令和7年3月31日一部改訂